

一 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（投資信託約款の内容の届出）</p> <p>第六条 法第四条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を所管金融庁長官等（令第三百三十五条第五項の規定により金融庁長官の指定する権限に係る場合にあつては金融庁長官、それ以外の権限に係る場合にあつては金融商品取引業者（法第二条第十一項に規定する金融商品取引業者をいう。第十二条第八号及び第二百四十四条を除き、以下同じ。）、信託会社等（法第四十七条第一項に規定する信託会社等をいう。以下同じ。）又は投資法人の本店（外国法人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）をいう。以下同じ。）に提出して行わなければならない。</p> <p>一 当該投資信託約款（法第四条第一項に規定する投資信託約款をいう。第九条及び第十条を除き、以下この章において同じ。）に係る委託者指図型投資信託の名称</p> <p>〔二〇四 略〕</p>	<p>（投資信託約款の内容の届出）</p> <p>第六条 「同上」</p> <p>一 当該投資信託約款（法第四条第一項に規定する投資信託約款をいう。以下この章において同じ。）に係る委託者指図型投資信託の名称</p> <p>〔二〇四 同上〕</p>

五 投資信託財産（法第三条第二号に規定する投資信託財産をいう。第九条を除き、以下この章において同じ。）の運用方針
〔六十三 略〕

2
〔略〕

（投資信託約款の内容等を記載した書面の記載事項）

第九条 法第五条第一項（法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。第一号イにおいて同じ。）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 投資信託財産（法第三条第二号若しくは第四十八条に規定する投資信託財産又は外国投資信託の信託財産をいう。次号及び第三号において同じ。）に属する不動産（以下この号において「投資不動産」という。）に関する次に掲げる事項

イ 地域別、用途別及び賃貸の用又はそれ以外の用の別に区分した投資不動産について、各物件の名称、所在地、用途、面積、構造、所有権又はそれ以外の権利の別及び価格（投資信託約款（法第五条第一項に規定する投資信託約款又は外国投資信託の信託約款若しくはこれに類する書類をいう。次号イ及び次条第二号において同じ。）に定める評価方法及び基準により評価した価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格をいう。ロ及びへにおいて同じ。）

〔ロト 略〕

五 投資信託財産（法第三条第二号に規定する投資信託財産をいう。以下この章において同じ。）の運用方針
〔六十三 同上〕

2
〔同上〕

（投資信託約款の内容等を記載した書面の記載事項）

第九条 法第五条第一項（法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、次に定める事項とする。

一 投資信託財産に属する不動産（以下この号において「投資不動産」という。）に関する次に掲げる事項

イ 地域別、用途別及び賃貸の用又はそれ以外の用の別に区分した投資不動産について、各物件の名称、所在地、用途、面積、構造、所有権又はそれ以外の権利の別及び価格（投資信託約款に定める評価方法及び基準により評価した価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格をいう。ロ及びへにおいて同じ。）

〔ロト 同上〕

二 投資再生可能エネルギー発電設備（投資信託財産に属する再生可能エネルギー発電設備（令第三条第十一号に規定する再生可能エネルギー発電設備をいう。以下同じ。）をいう。以下この号において同じ。）に関する次に掲げる事項

イ 設備の区分等（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）第三条に規定する設備の区分等をいう。以下同じ。）の別、地域別及び賃貸の用又はそれ以外の用に区分した投資再生可能エネルギー発電設備について、各再生可能エネルギー発電設備の名称、所在地、構造、所有権又はそれ以外の権利の別及び価格（投資信託約款に定める評価方法及び基準により評価した価格その他これに準じて公正と認められる価格をいう。ロ及びト並びに次号イ及びロにおいて同じ。）

〔ロ・ハ 略〕

ニ 再生可能エネルギー発電設備の状況（次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項をいう。ホにおいて同じ。）

(1) 投資再生可能エネルギー発電設備が交付対象区分等（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第八号）第二条の二第一項に規定する交付対象区分等をいう。第三十五号第五号ニ(1)において同じ。）に該当する認定発電設備（同法第二条第五項に規定する認定発電設備をいう。(2)及び同号ニにおいて同じ。）である場合
再生可能エネルギー発電設備に係る市場取引等（同法第二

二 「同上」

イ 設備の区分等（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）第三条に規定する設備の区分等をいう。以下同じ。）の別、地域別及び賃貸の用又はそれ以外の用に区分した投資再生可能エネルギー発電設備について、各再生可能エネルギー発電設備の名称、所在地、構造、所有権又はそれ以外の権利の別及び価格（投資信託約款に定める評価方法及び基準により評価した価格その他これに準じて公正と認められる価格をいう。ロ及びト並びに次号イ及びロにおいて同じ。）

〔ロ・ハ 同上〕

ニ 「同上」

〔加える。〕

条の二第一項に規定する市場取引等をいう。第二十二條第三項第八号及び第百三十五條第五号ニ(1)において同じ。)の内容(認定事業者(同法第二條第五項に規定する認定事業者をいう。以下この号並びに第百三十五條第五号ニ及びへにおいて同じ。)の名称、卸電力取引市場(同法第二條の二第一項に規定する卸電力取引市場をいう。同号ニ(1)において同じ。)(又は小売電気事業者(同項に規定する小売電気事業者をいう。同号ニ(1)において同じ。)(若しくは登録特定送配電事業者(同項に規定する登録特定送配電事業者をいう。同号ニ(1)において同じ。)の名称、基準価格(同法第二條の三第一項に規定する基準価格をいう。同号ニ(1)において同じ。)、交付期間(同項に規定する交付期間をいう。同号ニ(1)において同じ。)(その他当該市場取引等に関する重要な事項をいう。)(、再生可能エネルギー発電設備の構造、現況その他投資再生可能エネルギー発電設備の価格に重要な影響を及ぼす事項(2) 投資再生可能エネルギー発電設備が特定調達対象区分等(再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三條第一項に規定する特定調達対象区分等をいう。第百三十五條第五号ニ(2)において同じ。)(に該当する認定発電設備である場合 再生可能エネルギー発電設備に係る特定契約(同法第二條第五項に規定する特定契約をいう。以下ニ、第二十二條第三項第八号及び第百三十五條第五号ニ(2)において同じ)の内容(認定事業者の名称、当該認定事業者と特定契約

(1) 投資再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成二十三年法律第百八号)第二條第五項に規定する認定発電設備をいう。第百三十五條第五号ニにおいて同じ。)(に該当する場合 再生可能エネルギー発電設備に係る特定契約(同項に規定する特定契約をいう。以下ニ、第二十二條第三項第八号及び第百三十五條第五号ニにおいて同じ。)の内容(認定事業者(同法第二條第五項に規定する認定事業者を

を締結した電気事業者（同法第二条第四項に規定する電気事業者をいう。）(3)及び同号二において同じ。）の名称、調達価格（同法第三条第二項に規定する調達価格をいう。同号二(2)において同じ。）、調達期間（同項に規定する調達期間をいう。同号二(2)において同じ。）、重要な事項をいう。）、再生可能エネルギー発電設備の構造、現況その他投資再生可能エネルギー発電設備の価格に重要な影響を及ぼす事項

(3) (1)及び(2)に掲げる場合以外の場合 再生可能エネルギー発電設備に係る電力受給契約（特定契約又は再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第二条の七第一項に規定する一時調達契約に該当するものを除く。以下(3)、第十二条第三項第八号及び第百三十五条第五号二(3)において同じ。）の内容（再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー電気をいう。同法第二条第一項に規定する再生可能エネルギー電気をいう。以下(3)及び同号二(3)において同じ。）を発電しようとする者（認定事業者に該当する者を除く。以下(3)及び並びに同号二(3)及びへにおいて「供給者」という。）、の名称、当該供給者と電力受給契約を締結した電気事業者の名称、当該電力受給契約に基づき供給される再生可能エネルギー電気の一キロワット時当たりの価格、契約期間その

いう。以下この号並びに第百三十五条第五号二及びへにおいて同じ。）の名称、当該認定事業者と特定契約を締結した電気事業者（同法第二条第一項に規定する電気事業者をいう。以下二及び同号二において同じ。）の名称、調達価格（同法第三条第一項に規定する調達価格をいう。同号二において同じ。）、調達期間（同項に規定する調達期間をいう。同号二において同じ。）、重要な事項をいう。）、再生可能エネルギー発電設備の構造、現況その他投資再生可能エネルギー発電設備の価格に重要な影響を及ぼす事項

(2) (1)に掲げる場合以外の場合 再生可能エネルギー発電設備に係る電力受給契約（特定契約に該当するものを除く。以下(2)、第二十二條第三項第八号及び第百三十五条第五号二において同じ。）の内容（再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー電気をいう。以下(2)及び同号二において同じ。）を発電しようとする者（認定事業者に該当する者を除く。以下(2)及びへ並びに同号二(2)及びへにおいて「供給者」という。）、の名称、当該供給者と電力受給契約を締結した電気事業者の名称、当該電力受給契約に基づき供給される再生可能エネルギー電気の一キロワット時当たりの価格、契約期間その他当該電力受給契約に関する重要な事項をいう。)

他当該電力受給契約に関する重要な事項をいう。)、再生可能エネルギー発電設備の構造、現況その他投資再生可能エネルギー発電設備の価格に重要な影響を及ぼす事項

〔ホクチ 略〕

三 〔略〕

(投資信託約款の内容等を記載した書面の交付を要しない場合)

第十条 法第五条第一項ただし書(法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 〔略〕

二 受益証券の取得の申込みの勧誘が特定投資家私募により行われる場合であつて、投資信託約款の内容及び前条に規定する事項に係る情報が金融商品取引法第二十七条の三十三に規定する特定証券等情報として同法第二十七条の三十一第二項又は第四項の規定により提供され、又は公表される場合

〔三・四 略〕

(指定資産等)

第二十二条 〔略〕

2 〔略〕

3 法第十一条第二項(法第五十四条第一項において準用する場合を

、再生可能エネルギー発電設備の構造、現況その他投資再生可能エネルギー発電設備の価格に重要な影響を及ぼす事項

〔ホクチ 同上〕

三 〔同上〕

(投資信託約款の内容等を記載した書面の交付を要しない場合)

第十条 〔同上〕

一 〔同上〕

二 受益証券の取得の申込みの勧誘が特定投資家私募により行われる場合であつて、その締結する投資信託契約に係る投資信託約款の内容及び前条に規定する事項に係る情報が金融商品取引法第二十七条の三十三に規定する特定証券等情報として同法第二十七条の三十一第二項又は第四項の規定により提供され、又は公表される場合

〔三・四 同上〕

(指定資産等)

第二十二条 〔同上〕

2 〔同上〕

3 〔同上〕

含む。)に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる特定資産の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

「一〇七 略」

八 再生可能エネルギー発電設備 取引の相手方の名称、当該再生可能エネルギー発電設備の用に供する土地の所在及び地番、当該再生可能エネルギー発電設備の設備の区分等その他当該再生可能エネルギー発電設備の内容に關すること並びに当該再生可能エネルギー発電設備に係る市場取引等、特定契約又は電力受給契約の内容に關すること。

九 「略」

(申込みをしようとする者に対して通知すべき事項)

第三百三十五条 法第八十三条第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一〇四 略」

五 投資法人の資産に属する再生可能エネルギー発電設備(以下この号において「投資再生可能エネルギー発電設備」という。)に關する次に掲げる事項

「イ〇ハ 略」

ニ 再生可能エネルギー発電設備の状況(次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項をいう。ホにおいて同じ。)

(1) 投資再生可能エネルギー発電設備が交付対象区分等に該当する認定発電設備である場合 再生可能エネルギー発電設備

「一〇七 同上」

八 再生可能エネルギー発電設備 取引の相手方の名称、当該再生可能エネルギー発電設備の用に供する土地の所在及び地番、当該再生可能エネルギー発電設備の設備の区分等その他当該再生可能エネルギー発電設備の内容に關すること並びに当該再生可能エネルギー発電設備に係る特定契約又は電力受給契約の内容に關すること。

九 「同上」

(申込みをしようとする者に対して通知すべき事項)

第三百三十五条 「同上」

「一〇四 同上」

五 「同上」

「イ〇ハ 同上」

ニ 「同上」

「加える。」

に係る市場取引等の内容（認定事業者の名称、卸電力取引市場又は小売電気事業者若しくは登録特定送配電事業者の名称、基準価格、交付期間その他当該市場取引等に関する重要な事項をいう。）、再生可能エネルギー発電設備の構造、現況その他投資再生可能エネルギー発電設備の価格に重要な影響を及ぼす事項

(2) 投資再生可能エネルギー発電設備が特定調達対象区分等に該当する認定発電設備である場合 再生可能エネルギー発電設備に係る特定契約の内容（認定事業者の名称、当該認定事業者と特定契約を締結した電気事業者の名称、調達価格、調達期間その他当該特定契約に関する重要な事項をいう。）、再生可能エネルギー発電設備の構造、現況その他投資再生可能エネルギー発電設備の価格に重要な影響を及ぼす事項

(3) (1)及び(2)に掲げる場合以外の場合 再生可能エネルギー発電設備に係る電力供給契約の内容（供給者の名称、当該供給者と電力供給契約を締結した電気事業者の名称、当該電力供給契約に基づき供給される再生可能エネルギー電気の一キロワット時当たりの価格、契約期間その他当該電力供給契約に関する重要な事項をいう。）、再生可能エネルギー発電設備の構造、現況その他投資再生可能エネルギー発電設備の価格に重要な影響を及ぼす事項

六 「ホクチ 略」

(1) 投資再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備に該当する場合 再生可能エネルギー発電設備に係る特定契約の内容（認定事業者の名称、当該認定事業者と特定契約を締結した電気事業者の名称、調達価格、調達期間その他当該特定契約に関する重要な事項をいう。）、再生可能エネルギー発電設備の構造、現況その他投資再生可能エネルギー発電設備の価格に重要な影響を及ぼす事項

(2) (1)に掲げる場合以外の場合 再生可能エネルギー発電設備に係る電力供給契約の内容（供給者の名称、当該供給者と電力供給契約を締結した電気事業者の名称、当該電力供給契約に基づき供給される再生可能エネルギー電気の一キロワット時当たりの価格、契約期間その他当該電力供給契約に関する重要な事項をいう。）、再生可能エネルギー発電設備の構造、現況その他投資再生可能エネルギー発電設備の価格に重要な影響を及ぼす事項

六 「ホクチ 同上」

(運用明細書)

第二百六十八条 法第二百二十三条の三第三項に規定する場合における金融商品取引業等に関する内閣府令第七十条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三号	銘柄
	銘柄（取引の対象が不動産等（不動産、不動産の賃借権又は地上権をいう。以下この項において同じ。）である場合にあつては所在、地番その他の当該不動産等を特定するために必要な事項、取引の対象が海外不動産保有法人（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第二百五条第一号へに規定する海外不動産保有法人をいう。以下この号において同じ。）の発行済株式又は出資（当該発行済株式又は出資（当該海外不動産保有法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額に同令第二百二十一条に規定する率を乗じて得た数又は額を超えて有する当該発行済株式又は出資に限る。）である場合にあつては銘柄、当該海外不動産保有法人の有する不動産の所在、地番その他の当該不動産を特定するために必要な事項、取引の対象が再

(運用明細書)

第二百六十八条 「同上」

第三号	銘柄
	銘柄（取引の対象が不動産等（不動産、不動産の賃借権又は地上権をいう。以下この項において同じ。）である場合にあつては所在、地番その他の当該不動産等を特定するために必要な事項、取引の対象が再

生可能エネルギー発電設備（投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号。以下この号において「投信法施行令」という。）第三条第十一号に規定する再生可能エネルギー発電設備をいう。以下この号において同じ。）である場合にあつては当該再生可能エネルギー発電設備の用に供する土地の所在及び地番、設備の区分等（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）第三条に規定する設備の区分等をいう。）その他当該再生可能エネルギー発電設備を特定するために必要な事項、取引の対象が公共施設等運営権（投信法施行令第三条第十二号に規定する公共施設等運営権をいう。以下この号において同じ。）である場合にあつては当該公共施設等運営権に係る公共施設等（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第一項に規定する公共施設等をいう。以下この号において同じ。）の所在、地番、運営等（運営及び維持管理並びにこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。）の内容、公共施設

生可能エネルギー発電設備（投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号。以下この号において「投信法施行令」という。）第三条第十一号に規定する再生可能エネルギー発電設備をいう。以下この号において同じ。）である場合にあつては当該再生可能エネルギー発電設備の用に供する土地の所在及び地番、設備の区分等（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）第三条に規定する設備の区分等をいう。）その他当該再生可能エネルギー発電設備を特定するために必要な事項、取引の対象が公共施設等運営権（投信法施行令第三条第十二号に規定する公共施設等運営権をいう。以下この号において同じ。）である場合にあつては当該公共施設等運営権に係る公共施設等（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第一項に規定する公共施設等をいう。以下この号において同じ。）の所在、地番、運営等（運営及び維持管理並びにこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。）の内容

備考 表中の「」の記載は注記である。	「略」	<p>等の管理者等（同条第三項に規定する公共施設等の管理者等をいう。）その他当該公共施設等運営権を特定するために必要な事項、取引の対象が有価証券、デリバティブ取引に係る権利、不動産等、商品投資等取引（投信法施行令第三条第十号に規定する商品投資等取引をいう。）に係る権利、再生可能エネルギー発電設備又は公共施設等運営権以外の資産である場合にあっては当該資産の種類及び内容）</p>
	「同上」	<p>、公共施設等の管理者等（同条第三項に規定する公共施設等の管理者等をいう。）その他当該公共施設等運営権を特定するために必要な事項、取引の対象が有価証券、デリバティブ取引に係る権利、不動産等、商品投資等取引（投信法施行令第三条第十号に規定する商品投資等取引をいう。）に係る権利、再生可能エネルギー発電設備又は公共施設等運営権以外の資産である場合にあっては当該資産の種類及び内容）</p>